

平成27年度第4回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日時 : 平成28年1月28日(木) 午前9時58分から午前11時52分まで

2 場所 : 高知会館 4階「やまもも」

3 出席者 : 委員 和田会長、斎藤委員、福島委員、浜永委員、福本委員
実施機関 市町村振興課 成田課長、山岡補佐、太田チーフ、夕部
人事委員会事務局総務課 矢野課長
雇用労働政策課 甲藤チーフ、森本
健康長寿政策課 谷企画監、三谷
事務局 中野課長、濱口チーフ、山本

4 会議した事案の件名

(1) 諮問案件

ア. 住民基本台帳法の規定に係る本人確認情報の保護に関する事項について

イ. 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項について

① 技能検定事務

ウ. 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項について

① 高知県県民健康・栄養調査

エ. 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項について

① 産業廃棄物処理業に係る申請及び届出に関する事務

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における不利益処分に関する事務

③ 自動車リサイクル法引取業、フロン類回収業の申請及び届出に関する事務

④ 自動車リサイクル法解体業、破砕業の申請及び届出に関する事務

(2) 報告事項

ア. オンライン結合による提供の制限に関する事項について(報告)

① 希少動植物保護対策に関する事務

② 仁淀川清流保全推進協議会の運営に関する事務

③ 物部川清流保全推進協議会の運営に関する事務

④ 生物多様性地域戦略に関する事務

⑤ 豊かな環境づくり総合支援事業に関する事務

⑥ 協働の川づくり事業に関する事務

5 議事概要

(1) 諮問案件に係る議事概要

ア. 住民基本台帳法の規定に係る本人確認情報の保護に関する事項について

実施機関から、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の本人確認情報については、住民基本台帳法及び本県の住民基本台帳法施行条例に

定める事務で利用できることになっていること。そして、住基ネットはセキュリティ面で十分な対策を講じており、平成14年度の稼働開始以降、ハッキングや情報漏洩などの事件は発生していないことを説明し、マイナンバー制度の施行に際して、全庁に本人確認情報を利用する事務について照会（直近の調査が平成23年度）を行い、前回の調査から状況が変わった事務（法で定められることになり、条例に規定する必要の無くなった地方税関係事務）の5件の削除や、住民の利便性と行政事務の効率化の観点から新たに住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を4件追加することについて説明した。

高知県個人情報保護制度委員会（以下「制度委員会」という。）からは、制度面や技術面以上に、運用面についてより注意していくことが必要ではないか。利用見込みの無い事務まで追加するということだが、利用の少ない事務での運用について、年度当初に担当者に利用方法を教えたなら自由に本人確認情報を利用できるというのではなく、利用者の限定や必要なときに利用できるようにするなどの措置を検討してはどうかなどの意見があったが、承認された。

イ. 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項について

① 技能検定事務

実施機関から、労働政策審議会職業能力開発分科会での、第10次職業能力開発基本計画策定についての審議の中で、審議会委員から質問のあった「3級技能検定の活用実態」について把握するため、厚生労働省から個人情報の提供依頼があったこと。当初は依頼を断ったが、条例の規定や解釈などですでに提供した29県を除く各県について、今回のように第三者機関の意見を聴いて提供してもらいたいとお厚生労働省から依頼されている状況であることなどを説明し、制度委員会からは、国の依頼は必要最小限の情報でも統計データの提供でもなく、多くの個人情報の提供を求めているように思えるが、なぜ合格者だけではなく、受検者全員の情報が必要なのかといった質問があり、実施機関からは、国において3級合格者が2級を受けているかといった受検者の照合作業を行うためであると回答。そして他の委員から、作業面の問題（各県で統計データを作成するのは煩雑）で国が基データを提供してくれと言っていることは推測できるが、すでに29県から回答を得ているなら統計データとしては十分で回答する必要まではないと考えられること、渡すにしても国の対応をはっきり確認しておくことや、県の施策に反映させる又は参考にするため、全国及び高知県分を抜粋した統計データの提供などを求めているかどうかなどの意見があり、承認された。

ウ. 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項について

① 高知県県民健康・栄養調査

実施機関から、当該調査を実施するにあたっては、調査の有意性を確保するため、1500～2000名程度のサンプル数を確保する。対象者は1歳以上の県民で、特性や地域に偏りがないように、健康増進法に基づき実施される国民健康・栄養調査と同時期に、国勢調査地区単位で無作為抽出により調査地区を選び、その地区

の世帯を調査対象とする。このために国勢調査世帯一覧及び調査地区要図等から世帯の情報を入手する必要がある。さらに必要に応じて当該地区の住民基本台帳等の閲覧を行うこと、過去にも調査をしているが、法定で行っている国の調査と混同していた可能性があり、制度委員会への諮問がされていないと考え、今回諮問をした旨を説明。制度委員会からは、サンプルの選定基準や委託の有無、調査手法や協力の割合などについて質問があったが、承認された。

エ. 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項について

- ① 産業廃棄物処理業に係る申請及び届出に関する事務
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における不利益処分に関する事務
- ③ 自動車リサイクル法引取業、フロン類回収業の申請及び届出に関する事務
- ④ 自動車リサイクル法解体業、破碎業の申請及び届出に関する事務

実施機関から、これまで個人事業主や法人の役員の氏名などは個人情報の定義から外されていたが、条例の改正に伴って、許可や処分などをした個人事業主の氏名や連絡先などをホームページに掲載するため諮問した旨を説明し、承認された。